

G7広島サミットに係る消防支援アドバイザー派遣要綱

(目的)

第1条 G7広島サミット(以下、「サミット」という。)の開催に伴い、サミット開催地等における消防・救急の特別警戒体制を確保するため、消防支援アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を派遣するに当たり、必要な事項を定める。

(アドバイザーの任務)

第2条 アドバイザーは、サミットの開催地等において、G7広島サミット消防・救急対策委員会の業務等を円滑に実施するために必要な助言及び支援等を行う。

(アドバイザーの選任)

第3条 消防庁消防・救急課長は、消防業務の各分野における豊富な知識又は経験を有する消防職員のうち、ふさわしいと認める者を、任期を定めてアドバイザーに選任する。

(アドバイザーの身分の取扱い)

第4条 アドバイザーは、地方公務員として、所属消防本部の職員の身分を有するものとし、所属消防本部の任命権者の職務命令によりその任務を行う。
2 アドバイザーは、その身分を有する所属消防本部が給与を支給し、地方公務員災害補償法の適用を受ける。

(アドバイザーの派遣の対象団体)

第5条 アドバイザーの派遣の対象は、サミット関連施設の所在地を管轄する消防本部及び広島県(以下「対象団体」という。)とする。

(アドバイザーの派遣手続き)

第6条 対象団体は、アドバイザーの派遣を希望するときは、別紙1により派遣を希望する日時、場所及び業務内容等を明らかにして、広島県を經由して消防庁に派遣の調整を依頼する。

第7条 消防庁は、対象団体からアドバイザーの派遣の調整の依頼があったときは、対象団体の希望に応じたアドバイザーを選定し、別紙2により派遣を依頼するアドバイザーの氏名、日時、場所及び業務内容等を明らかにして、アドバイザーの所属消防本部に派遣を依頼する。

第8条 対象団体は、アドバイザーの派遣を受けたときは、別紙3により派遣を受けたアドバイザーの氏名、日時、場所及び業務内容等を明らかにして、広島県を經由して消防庁に報告する。

(アドバイザーの守秘義務)

第9条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任期が終了した後も同様とする。

(アドバイザーの派遣旅費)

第10条 アドバイザーの派遣に要した旅費は、消防庁が負担する。

(その他)

第11条 アドバイザーの派遣に関する庶務は、消防庁消防・救急課において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に必要な事項は、消防庁消防・救急課長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行するものとする。

令和 年 月 日

消防庁消防・救急課長 様

(都道府県名) _____

(対象団体名) _____

消防支援アドバイザー派遣調整依頼書

- 1 派遣を希望する日時
令和 年 月 日 ()

- 2 派遣を希望する場所

- 3 業務内容

- 4 担当者等
 - (1) 担当課・担当者
 - (2) 連絡先

消防消第 号
令和 年 月 日

様

消防庁消防・救急課長
(公印省略)

消防支援アドバイザーの派遣について（依頼）

G7広島サミットに係る消防支援アドバイザー派遣要綱に基づき、（対象団体名）から別紙のとおり消防支援アドバイザーの派遣の調整依頼を受け、貴所属の職員について派遣を依頼するアドバイザーに選定しました。

つきましては、下記のとおりアドバイザー派遣に関し特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

なお、派遣に要した旅費は、消防庁が負担します。

記

- 1 派遣を依頼するアドバイザーの氏名
- 2 派遣を依頼する日時
令和 年 月 日（ ）
- 3 派遣を依頼する場所
- 4 業務内容

令和 年 月 日

消防庁消防・救急課長 様

(都道府県名) _____

(対象団体名) _____

消防支援アドバイザー派遣結果報告書

1 派遣を受けたアドバイザーの氏名

2 派遣を受けた日時
令和 年 月 日 ()

3 派遣を受けた場所

4 業務内容

5 担当者等

- (1) 担当課・担当者
- (2) 連絡先